(9)　送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの

ア　固定局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の二又は第四十九条の二十四の三において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びＶＳＡＴ地球局の工事

［イ・ウ　略］

［(10)～(18)　略］

別表第二号の二の二（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
［１～４　略］	
５　地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（９の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	［略］
［６～11　略］	

［注１・２　略］

別表第二号の二の四（第11条の２の４第２項関係）

無線局情報提供請求書

年　月　日

収入印紙貼付欄
（収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、請求書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

（何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

請求者（注１）
住　所
氏名又は名称
法人番号
代表者氏名

電波法第25条第２項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

［１～５　略］

(9)　［同上］

ア　固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の二又は第四十九条の二十四の三において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びＶＳＡＴ地球局の工事

［イ・ウ　同上］

［(10)～(18)　同上］

別表第二号の二の二（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
［１～４　同左］	
５　地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（９の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	［同左］
［６～11　同左］	

［注１・２　同左］

別表第二号の二の四（第11条の２の４第２項関係）

無線局情報提供請求書

年　月　日

収入印紙貼付欄
（収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、請求書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

（何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

請求者（注１）
住　所
氏名又は名称
法人番号
代表者氏名

電波法第25条第２項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

［１～５　同左］